

No	質問	回答
1	仮囲いフェンス位置は「敷地と歩道の境界線」に設定されているが、 ①境界線を現計画より5寸(約150mm)か1尺(約300mm)、敷地の内側に設定し、演出スペースとして活用することは可能か？ ②または、仮囲いは計画のまま、歩道側に5寸か1尺の空間を道路使用許可の届け出を提出し、演出用に使用することは可能か。	①工事計画にかかわる部分でもあるため、工事事業者と調整し、10月末を目途に、本WEBページ上で回答します。 ②所管する横浜市中土木事務所にご確認ください。
2	イベントを年に6回程度とあるが、「人が集い合うイベント」としては、スペースの確保が難しいように思われる。どのようなイベントを想定しているか。	仮囲いや塔体等に表示されている内容が、工事期間中変化がなく同じでは、話題性がなく注目されなくなってしまうため、単発で表示内容を変更したり、周辺敷地等を活用し表示内容と連動させたイベント等を想定しています。 (横浜マリントワーの敷地内で催しをするという意味ではありません)
3	現在設置されているライトアップ機材も、合わせて活用できるか。	現在設置している機材は、工事着工に伴い撤去します。
4	前回の改修工事の際は、タワーに覆いをして作業をしたようであるが、今回も覆いに関しては同様の方式か。	業務説明資料p.1 [3]業務内容(1)、p.3 [6]事業スケジュールに記載の通りです。
5	マリントワーの灯体等を使用し空間演出を行う際、装飾レギュレーションや規定はあるか。	業務説明資料p.2 [4]制限等に記載の通りです。
6	既設設備の電源は使用可能か。可能な場合、利用可能な電気容量を教えてください。不可な場合、代替の電源は予算の中に計上しておく必要があるか。	事業に必要な電源容量、デマンド等は、提案の中で提示してください。 現在、横浜市において仮設電源を敷設していますが、必要最低限の容量しか確保していないため、事業者の選定後に、事業者の提案内容をふまえ、横浜市において事業実施にあたり必要な容量を確保できるかどうか確認を行います。ただし、電気料金については本事業の委託費の中で支払いますが、市の使用分と区別するため、電気料金、子メーターの設置に係る費用等は、委託費に計上してください。